

郵送による住民票及び戸籍謄・抄本等の請求における注意事項について

①請求に当たっては、現住所・電話番号・氏名等及び必要となる戸籍（住民票）を記載した申請書（ホームページ上に掲載されているものを利用するか任意の様式で請求）により行って下さい。なお、本人確認資料として運転免許証の写し等も同封願います。

【日中の連絡先が記載されていない場合、不明な点の確認や不足書類の送付依頼が出来ないため、返信用封筒を利用するしかなく、更に時間を要することになります】

②各種手数料については、ゆうちょ銀行（郵便局窓口）で発行している『**定額小為替**』を同封して下さい。なお、手数料については出来る限りお釣りが出ないように願います。また、金額が大きい場合は『普通為替』でもお受けすることが出来ます。

また、**指定受取人については無記名のまま送付**願います。

③戸籍の請求について、その方によって本町に複数存在する場合がありますので、不明な場合は、お気軽に電話にて照会して下さい。但し、戸籍に記載されている内容（本籍・生年月日・戸籍に記載されている者・続き柄など）をお教えすることは出来ません。
※必要とする方の氏名・どの戸籍が必要なのか（生まれてからまたは15歳から必要）を言っただけであれば、何通取ればいいのかお答えすることは可能です。

④原則として、戸籍筆頭者（戸主も含む）の氏名が異なる場合には、そのつど申請書が必要となります。なお、同時に請求する場合は一緒に送付下さい。

⑤戸籍の請求について、下記に該当する方は使用目的を記載する必要はありません。

戸籍に記載されている本人及びその直系尊属または直系卑属（筆頭者・配偶者・父母・祖父母・子・孫）など

なお、本町の戸籍で戸籍に記載されている方との関係（続き柄）が分からない場合は、**関係の分かる戸籍謄・抄本の写しを同封**して下さい。

但し、配偶者死亡に伴って戸籍を請求する場合で、請求されるご本人が戸籍に記載されていないもの（配偶者との婚姻前の戸籍など）については、戸籍の使用目的を明確にさせていただく必要がありますので、ご注意ください。※戸籍上では配偶者死亡した日より婚姻解消となりますので、配偶者の資格で戸籍を取ることは出来ません。

【令和〇年〇月〇日□□□□死亡により、相続手続きを行うため〇〇法務局に提出】

⑥住民票の請求について、下記に該当する方は使用目的を記載する必要はありません。

住民票に記載されている本人（または同一世帯員の方）

なお、同居していても別世帯の場合は原則として委任状がなければ発行出来ません。

⑦上記⑤・⑥に該当しない場合は原則として委任状がなければ交付出来ません。

但し、下記に該当する場合はその用途を明確にすることで交付することが出来ます。

(1) 自己の権利を行使し、または自己の義務を履行するため請求するもの

【具体的な事実・権利または義務の内容または利用と具体的な関係を記入する】

(2) 国または地方公共団体の機関に提出する必要があるもの

【提出する機関の名称・提出する具体的な理由を記入する】

(3) 戸籍・住民票を取得する正当な理由があるもの

【利用する具体的な目的または方法または目的を記入する】